

## 《 東 上 野 地 区 町 会 連 合 会 》

開催日：12月4日（金）

### ◇資源回収ボックスの設置場所変更のお願いと水はけの悪い歩道の歩行者に及ぼす危険について

質問	回答	対応
<p>ペットボトル等の資源回収ボックスが置かれていることで、回収されない物まで置いていく人がおり、大きなゴミが放置され困っています。回収ボックスの置き場所はどのような基準で決められているのか、また、置き場所を変えていただくにはどうすれば良いでしょうか。</p> <p>また、以前もお話ししましたが、東上野1・2丁目の間の一方通行の歩道は、水はけが非常に悪い所があり、雨の日には浸水してしまい、歩行者が歩くことが出来ず車道に出て歩くしかいないため、大変危険です。善処いただきたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>資源集積所の移動のご提案をいただきましたが、多くの方がこの集積所を利用していることもあり、すぐに場所の移動をすることは難しい状況です。新たにごみが投棄されないよう、引き続き台東清掃事務所による巡回を行うとともに、担当の清掃リサイクル課から会長へ相談させていただき、改善に取り組んでまいります。</p> <p>また、以前お話いただいた歩道の補修は済んでおりますが、水はけの悪い箇所については、確認し対応いたします。</p> <p>担当の土木課から会長に連絡いたします。</p> <p>※現場を確認し、今後の対応について会長へ説明した後、資源回収ボックスに、多言語による注意書きを掲示しました。（清掃リサイクル課）</p> <p>※道路整備から約10年が経過し、車の乗り入れ箇所等の歩道ブロックが不陸となっております。水はけの悪い箇所が広範囲に及ぶため、時間を要するが、順次補修をしていく旨を会長に説明しました。（土木課）</p>	○

◇台東区役所発行の封筒・書類等に記載されている電話番号の  
市外局番の表示のあり方について

質問	回答	対応
<p>台東区役所が発行する封筒の表面に記載の電話番号は、「(03)5246-1111(代)」となっています。「広報たいとう」の表紙には「TEL5246-1111(代表)」と表示されていて、(03)の記載はありません。それはNTTタウンページ(株)発行の職業別タウンページ台東区版に「市外局番は(03)です」と表記されているからでしょうか。</p> <p>何故、各部署が発行する書類によって(03)が記載されているものと、記載されていないものがあるのでしょうか。</p>	<p>区が書類等を送付する際には、主に「台東区」と記載された茶色の庁用封筒を使用しております。多くは、台東区内にお住まいの方へお送りする際に使用しておりますが、転出等により都外へお住まいになられている方ともやり取りをすることがあるため、市外局番の(03)を記載しております。また、保険料や税等の関係で個別に専用封筒を作成していることもございますが、同様の理由で、その多くに市外局番が記載されております。</p> <p>一方、「広報たいとう」については、限られた紙面スペースの中で、様々な情報を掲載する必要があることと、配布の対象が区民となりますので、市外局番の記載は省略しておりますが、より多くの方にわかりやすい広報紙とするため、今後、表紙には市外局番の(03)を記載してまいります。</p> <p>今後も、各媒体の利用用途等を鑑み、利便性の向上につながるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>—</p>

◇東上野地区避難所(仮)建設のお願いについて

質問	回答	対応
<p>区では、上野警察署の移転を想定した旧下谷小街区の活用について、警視庁と協議を進めていると聞いています。</p> <p>今後、4町会(稲神・神吉・四丁目本・宮元)の避難所は、他の場所に移設する方向で検討していると伺っておりますが、避難する人数に対し、かなり厳しい環境が想像されます。</p> <p>ぜひ、移転協議を進めている上野警察署を含むエントランス街区に、東上野地区の避難所を建設してください。</p>	<p>昭和通りと浅草通りの交差点に面し、上野警察署やキンコース等を含むエントランス街区については、「東上野四・五丁目地区地区計画」の方針である「多様な機能が集積した、賑わいと交流が育まれる複合的な開発の誘導や防災機能の整備」に基づいたまちづくりを進めております。</p> <p>今後、旧下谷小跡地街区において、公共公益施設の再編に向け、現在の旧下谷小にある避難所機能は他の場所に移っていただく必要がございます。</p> <p>区では、将来的に地区計画内の東上野4丁目区域で、避難等の機能確保を図ることとしております。引き続き、この方針の実現に向けて、まちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>内容やスケジュールが決まり次第、ご報告させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>—</p>

◇道路上での喫煙と喫煙者の密、人と車の通行妨害について

質問	回答	対応
<p>東上野5丁目の道路上に於いて、タバコの匂いと煙に大変迷惑しています。また、人と車等通行にも支障が出ています。だんだんとひどくなっていますので、近隣から何か対策をして欲しいと多くの要望が町会に寄せられています。何か対策ができないでしょうか。</p> <p>この場所は、以前タバコを販売していましたが、現在は飲み物の自動販売機が置いてあります。</p>	<p>令和2年4月に改正健康増進法が全面施行となるなど、原則、施設等における屋内での喫煙が禁止となりました。その影響もあり、路上など屋外での喫煙が増えています。</p> <p>区では、公衆喫煙所の整備や喫煙者へのマナー指導など、迷惑喫煙対策を強化しております。ご指摘の場所では、これまでも広がった喫煙をしないこと、近くの公衆喫煙所への誘導等といった指導をしてきましたが、引き続き、マナー指導を強化してまいります。</p> <p>加えて、「東京都台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例」を改正し、令和3年4月より、朝7時から9時までの2時間を路上禁煙とする予定です。</p> <p>ご指摘の場所の灰皿は、私有地に設置されているため、法令の規制対象ではありません。ただし、管理者には、周囲に受動喫煙が生じることのないよう配慮することが求められており、現在は、貼り紙の掲示等の対応を取っていただいております。今後の対応については、灰皿の撤去も含めてご検討いただけるよう、再度相談してまいります。</p> <p>今後も、引き続き、喫煙する人もしない人も共存できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>※令和3年1月に現場を訪問し、設置者に周囲への配慮義務を説明するとともに、灰皿の撤去について検討を依頼しました。 (生活衛生課)</p>	<p>○</p>